

公 売 の 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、公売について次のとおり公告する。

令和8年1月23日

石岡市長 谷島 洋司

1 契約担当

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所産業戦略部 商工観光課

電話：0299-23-1111 内線：7323

FAX：0299-24-5358

メールアドレス：shoukoukankou@city.ishioka.lg.jp

2 公売対象物品

件名：令和7年度アルミトラック売払い

売却区分番号	1
物品名	三菱 キャンター
型式	KK-FE82EEV
車台番号	FE82EEV503552
登録番号	土浦100す1429
寸法	長さ：451 cm 幅：220 cm 高さ：320 cm
車両重量	3630 kg
保管場所	旧石岡市立高浜小学校 (茨城県石岡市高浜62番地)
初年度登録年	平成15年
総排気量	5.24L
乗車定員	3人
走行距離	114,500 km (令和5年11月8日時点)

車検	無
最低売払価格（税抜）	金 240,000円
特記事項（条件等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ミッション：マニュアル ・エンジン不動 ・車検期限切れ ・現状にて引き渡し ・所有権移転後にボディ記載の名称等を買受人負担で抹消すること

3 公売参加資格

別紙「誓約書（様式第2号）」に記載

4 公売参加申込書の提出

（1）公売に参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

①公売参加申込書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③委任状（様式第3号）※代理人が入札に参加する場合のみ
ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねてはならない。

④納税証明書の写し（令和6年度分）

⑤【法人の場合のみ】商業・法人登記簿本（現在事項全部証明書）※6か月以内のもの

⑥【個人の場合のみ】身分証明書（運転免許証などの公的機関発行の証明書）の写し ※有効期限内のもの

（2）前項の書類は、**郵送または持参**により提出すること。

①提出期限 令和8年2月10日（火）17時00分までに必着

②提出先 1の契約担当に同じ

（3）公売への参加を取りやめたい者は、公売辞退届を**郵送または持参**にて提出しなければならない。

①提出期限 令和8年2月27日（金）17時00分までに必着

②提出先 1の契約担当に同じ

5 物品下見会及び質疑応答

物品下見会及び質疑応答を次のとおり行う。

（1）物品下見会に参加する場合は、1の契約担当へ物品下見会参加申込書（様式第4号）を**メール、FAX、郵送または持参**により提出すること。

①提出期限 令和8年2月10日（火）17時00分までに必着

②日 時 令和8年2月12日（木）14時00分から

※申し込み順にて下見をしていただきます。1組売却区分番号ごとに10分程度

③場 所 旧石岡市立高浜小学校（茨城県石岡市高浜62番地）

④対 象 売却区分番号1の外観、内観、付属品等

⑤提出先 1の契約担当に同じ

(2) 物品等に対する質問がある場合には、質疑応答書をメール、FAX、郵送または持参により提出すること。

①質疑受付期間 令和8年1月23日（金）～令和8年2月16日（月）17時00分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

いずれも9時分から17時まで（ただし、正午から13時までを除く。）

②提出先 1の契約担当に同じ

③回答日 令和8年2月24日（火）

6 入札の日時及び場所等

公売執行の日時及び場所等については以下のとおりとする。

売却区分番号1：受付日時 令和8年3月3日（火）17時00分までに必着

執行日時 令和8年3月4日（水）10時30分

場 所 石岡市役所本庁 1階 101会議室

7 公売執行の参加者

次のいずれかに該当する場合は、公売の参加者としなない。

(1) 指定の日時まで、所定の手続き等を行わなかった場合

(2) 代理人が委任状を郵送または持参しない場合

(3) 上記(1)(2)に掲げるもののほか、参加者として認められない場合

8 公売方法等

公売執行は以下のとおり実施する。

(1) 参加者は、公売参加申込者または委任状の交付を受けた代理人であること。また、公売に参加する者に必要な資格を有した者であること。

(2) 入札の参加方法

①提出物 入札書（様式第5号）

②提出期限 令和8年 3月3日（火）17時00分までに必着

③提出方法 郵送（一般書留又は簡易書留）で提出してください。封筒に入れ封緘し、公売執行日、件名、商号名称を封筒の表に明記してください。

④提出先 1の契約担当に同じ

(3) 入札書の送付は申請者1名において1回までとし、最低売払価格を下回る金額での入札は認められない。最低売払価格を上回る入札がなかった場合は不調とする。

(4) 最高価格者及び落札者の決定は、最低売払価格を上回る価格の最も高い入札額にて入札を行

った者とする。

- (5) 最高価格者がやむを得ない理由等により契約に至らなかった場合には、次点の入札価格者を最高価格者及び落札者と決定し契約を行うこととする。
- (6) 入札の結果、落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、落札を保留した上で、くじにより落札者を決定する。
- (7) 落札者には最高価格者及び落札者決定通知を契約担当より送付する。
- (8) 最高価格者及び落札者決定通知により決定のあった日を含め7日以内に市と契約締結を行うこと。
- (9) 公売参加を辞退する場合は、令和8年2月27日(金)17時00分までに、公売辞退届を**持参**または**郵送**にて提出すること。なお、指定書類が到着期限までに到着しなかった場合は失格とする。
- (10) 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の撤回及び辞退は認めない。
- (11) 持参による指定書類等の事前提出及び公売執行日当日の提出は受け付けられない。
- (12) 公売執行は、6に記載された場所、日時にて契約担当課職員及び当該入札事務に関係のない職員が立ち会い行う。

9 公売保証金及び契約保証金

免除する。

10 契約書作成

契約書は最高価格者及び落札者にて作成する。落札日を含む7日以内に契約を締結すること。

11 契約金の納入

契約締結の翌日から7日以内に納付書により契約金を納めること。分割納付はできない。

12 物品の引き渡し

物品の引き渡しは以下のとおりとする。

- (1) 物品は、落札者から契約金が納入されたことが確認された時点以降に引渡す。契約日の翌日から起算して7日以内に物品の引き渡しを完了すること。
- (2) 譲渡に係る各種手続きが完了していることが分かる書類の写しを提出すること。物品は契約金納付後速やかに引き取ること。
- (3) 物品の名義変更、搬出等に要する経費は全て落札者の負担とする。

13 公売の無効

次のいずれかに該当する場合、その公売は無効とする。

- ①公売について不正行為があった場合
- ②他の代理を兼ね、または2者以上の代理をした場合
- ③必要な書類を提出しなかった場合

- ④入札書に記名押印がない場合
- ⑤入札書の金額を訂正している入札書またはその他必要事項が確認しがたい場合
- ⑥同一入札案件について同一人が2回以上の入札書を提出した場合
- ⑦指定の方法以外で入札書等を提出した場合
- ⑧入札書郵送用封筒記載の件名・差出人名・商号と、同封された入札書の件名・差出人名・商号が、相違または記載されていない場合
- ⑨入札書及び指定書類が郵送用封筒に同封されていない場合
- ⑩明らかに不正によると認められる場合
- ⑪上記①～⑩に掲げるもののほか、不当な公売参加をした場合

1.4 その他

- (1) 提出された文書等は返却しない。
- (2) 提出文書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、最高価格者及び落札者の取消しを行うことがある。
- (3) 物品は中古車であり現状のまま引き渡しとなるため、動作等を含め全てにおいて品質が保証されるものではない。引き渡し後に新たな不良箇所等が発見されても契約金の減額、損害賠償請求及び売買契約の解除、売却物品において市は契約不適合責任を負わない。
- (4) 当車両は、「石岡市」名義で車検が切れている状態でエンジンが不動である。保管場所からの輸送手段の確保、名義変更、自動車検査証の交付、自賠責保険及び任意保険の加入等、落札後にかかる全ての費用及び事務手続きは落札者が負担することとする。また、車両には不具合が多数あるため、車両状態の確認を推奨する。
- (5) 特記事項記載の条件等については、所有権の移転した日から14日以内に対応したことがわかる図画・書類等を提出すること。
- (6) 一度引き渡された物品は、いかなる理由があっても返品・交換は出来ない。
- (7) 引き渡し後の物品の預かりは行わない。